



# 令和4年度 寒河江市住宅建築推進事業補助金



市内に自ら居住する住宅の新築、または住宅等を増築やリフォームされる方に助成いたします。

## ◇対象要件

- 市内の建築、建設業者と契約すること
- 令和5年2月10日まで工事完了報告書の提出ができること
- ※この他にも対象となるために必要な要件があります。

## ◇補助金額

※増築・リフォーム工事は6要件工事の該当が必須です。

補助対象経費が50万円以上の工事の場合 … 工事基準点算出表の合計点数10点以上  
50万円未満の工事の場合 … 5点以上

工事内容		補助金額
新築 (工事費600万円以上)		30万円
増築・リフォーム (工事費20万円以上) 6要件工事該当	世帯要件 該当無し	補助率20% 限度額24万円
	世帯要件 該当 (新婚世帯・子育て世帯)	補助率3分の1 限度額30万円

- 6要件工事
  - ・新生活様式対応
  - ・減災・部分補強
  - ・寒さ対策・断熱化
  - ・バリアフリー化
  - ・克雪化
  - ・県産木材
- 世帯要件
  - ・新婚世帯
  - ・子育て世帯

＜ご注意＞必ずお読みください。

※交付決定前の工事請負契約・着工は補助対象外となります。

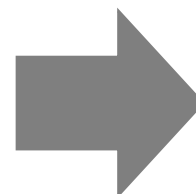
※受付順に予算がなくなり次第、終了いたします。

※工事中の写真を必ず添付してください。

## ◇確認事項

- 工事内容によっては、補助の対象にならないものがあります。  
(例：貸家、店舗、作業小屋、門、庭造り、外構工事等)
- 本補助金と、県・市で実施する他の住宅に関する補助金等の併用はできません。
- 工事完了報告書提出後の審査終了までは、補助金の額及びお支払いは確定いたしませんのでご注意ください。

裏面に  
続きます

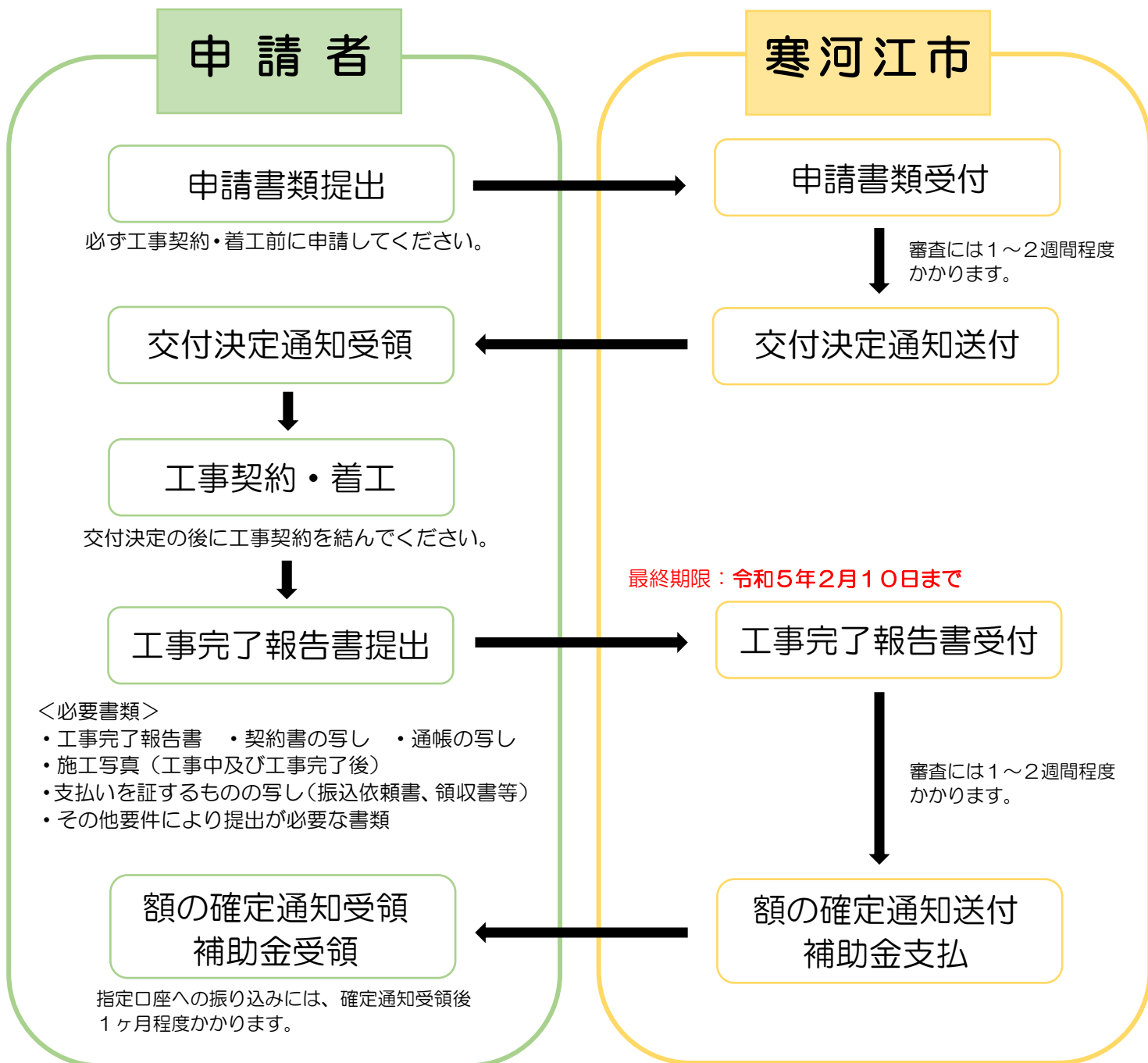


## ◇申請に必要なもの

- ・ 交付申請書 ・ 見積書の写し ・ 着工前写真（別紙参照） ・ 位置図
- ・ 図面（工事箇所を記入すること） ・ 工事基準点算出表
- ・ 納税証明書（4～6月申請分は令和2年度、7～3月申請分は令和3年度）

※その他、要件によって書類を提出いただく場合があります。

## ◇手続きの流れ



## ○申込み・問い合わせ

寒河江市建設管理課建築住宅係 ☎85-1627

